

文京区監査委員告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、定期監査の結果に関する報告を別紙のとおり公表する。

令和4年3月25日

文京区監査委員	竹	澤	正	美
同	松	本	理	恵子
同	松	丸	昌	史

令和3年度学校監査結果報告書

1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定、並びに文京区監査基準（令和2年1月監査委員決定）、令和3年度文京区監査基本計画及び令和3年度定期監査実施計画により、令和3年度学校監査を実施した。

2 監査の対象

主として令和2年度及び令和3年度における予算の執行、物品の管理等の財務等に関する事務の執行

3 監査の実施期間

令和3年11月10日から令和4年2月28日まで

4 監査の着眼点

事務の執行について、合規性だけでなく、経済性、効率性、有効性といった観点を重視し、以下の事項に主眼を置いて監査を実施した。

- (1) 予算が適正かつ効果的、効率的に執行されているか。
- (2) 契約手続が適正に行われているか。契約の競争性及び透明性は適切に確保されているか。履行確認は適切か。
- (3) 施設、備品等財産の管理が適切に行われているか。

5 対象校及び実施日程

	対象校	監査実施日
小学校	明化小学校	12月10日（金）
	青柳小学校*	1月12日（水）
	汐見小学校	1月18日（火）
	本郷小学校*	12月22日（水）
中学校	第十中学校	1月20日（木）
	本郷台中学校*	12月15日（水）

* 監査委員監査実施校

6 監査の結果

予算の執行、物品の管理等の財務等に関する事務について、おおむね適正に執行されていると認められる。しかし、一部改善・是正すべき事項として下記のとおり指摘を行うものである。早急に改善のため原因と内部統制の対応も含め報告されたい。

(1) 指摘事項

ア 現金出納簿の作成

資金前渡を受けた者は、会計事務規則第115条の規定により、現金出納簿を備えて現金の出納を整理しなければならないとされている。

しかし、青柳小学校の5年移動教室代替事業実施に伴う児童交通費（12,600

円) 外 1 件及び第十中学校の江戸伝統文化講座(落語教室)実施に伴う講師謝礼(69,000円)外 1 件については、現金出納簿が作成されていなかった。会計事務規則に基づき適正な処理を行われたい。

(青柳小学校、第十中学校)

イ 廃棄する物品の不用品組替え等

物品の組替え及び不用品の処分については、物品管理規則第 28 条の規定に基づく組替えを行った上で廃棄の手続を行わなければならない。

しかし、小学校 3 校、中学校 1 校の合計 5 点の物品について、同規則に定める組替え及び廃棄の手続を行わずに当該物品を廃棄し、供用備品現在高調書に登載していたままであった(下表)。これらの登載の誤りは、物品管理規則第 24 条に定められた供用備品と供用備品現在高調書の照合を実施していれば防げたものである。

供用備品においては、物品管理規則に基づく不用品組替え等の手続を適正に行うとともに、供用備品現在高調書と照合する体制を構築されたい。

品名	点数 (取得価額総額)	学校名
自転車	1 点 (30,000 円)	明化小学校
テープライター	1 点 (32,000 円)	汐見小学校
ディスクプレーヤー	1 点 (43,569 円)	
テープレコーダー	1 点 (76,000 円)	本郷小学校
折りたたみ機	1 点 (83,000 円)	本郷台中学校